

多様な学びの実現のための遠隔教育の活用例

- 遠隔教育は、**教育の質を大きく高める手段**。
- 具体的には、学校同士をつないだ合同授業の実施や外部人材の活用、幅広い科目開設など、**教師の指導や子供達の学習の幅を広げる**ことや、特別な支援が必要な児童生徒等にとって、**学習機会の確保を図る**観点から重要な役割を果たす。

多様な人々とのつながりを 実現する遠隔教育

海外の学校との交流学习



- 台湾の小学生と英語でコミュニケーションを取ったり、調べたことを発表し合ったりする（長崎県対馬市）

小規模校の課題解消に向けた合同授業



- 小規模校の子供たちが他校の子供たちと一緒に授業を受け、多様な考えに触れる機会をつくる（熊本県高森町）

教科の学びを深める遠隔教育

小学校におけるプログラミング教育



- 大学と接続し、導入で興味・関心を高めたり、質問したりする（岡山県赤磐市）

社会教育施設のバーチャル見学



- 教室にいながら社会教育施設を見学し、専門家による解説を聞く（大分県佐伯市）

高等学校における教科・科目充実型授業



- 特定の教科・科目の教師がいない学校に授業を配信し、開設科目の数を充実する（静岡県）

個々の児童生徒の状況に 応じた遠隔教育

外国人児童生徒等への日本語指導



- 日本語指導が必要な児童と離れた学校の日本語教室を接続する（愛知県瀬戸市）

病気療養児に対する学習指導



- 病気療養児が、病室等で在籍校の授業を受ける（神奈川県）

外部人材の活用に関する制度について

(特別免許状、特別非常勤講師制度、リカレント教育プログラム、教員資格認定試験)

特別免許状について

I 制度の目的・概要(昭和63年に創設)

教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与権者(都道府県教育委員会)の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する「教諭」の免許状。

II 担当する教科等

小学校、中学校、高等学校における全教科(平成10年に対象教科を拡大)
特別支援学校における自立教科等(理療、理容、自立活動など)

III 授与手続・要件

【授与手続】

1. 任用しようとする者(市町村教育委員会、学校法人等)の推薦
2. 都道府県教育委員会が行う教育職員検定(人物・学力・実務・身体)の合格
(合否決定に際し、学校教育に関する学識経験者等へ意見聴取)

【授与要件】

1. 担当する教科の専門的な知識経験又は技能
2. 社会的信望・熱意と識見
(平成14年に学士要件を撤廃)

普通免許状を取得するためのプログラム等(リカレント教育プログラム、教員資格認定試験)について

就職氷河期世代を対象とした教職に関するリカレント教育プログラム事業

- ・ 令和元年度補正予算により1.1億円を措置し、教員免許状を持つものの教職への道を諦めざるを得なかった者等を対象としたリカレント教育プログラム(学び直しのためのオンライン講座や授業観察・模擬授業等の講座)を開発し、受講者の学校現場への参画を支援

教員資格認定試験

- ・ 教員免許状を持たない者等が試験を受験し合格すると、小学校教諭や幼稚園教諭等の2種免許状等が授与される制度
- ・ 小学校教員資格認定試験については令和2年度から社会人等が受験しやすいように見直しを実施

特別非常勤講師制度について

I 制度の目的・概要(昭和63年に創設)

地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、教員免許を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部を担当させることができる。

II 担当する教科等

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における全教科、外国語活動、道徳、総合的な学習の時間の領域の一部及び小学校のクラブ活動(平成10年に対象教科を拡大)

III 登用手続

任命・雇用しようとする者から授与権者(都道府県教育委員会)への届出(平成10年に許可制から届出制に変更)
※届出手続きに関して、市区町村教育委員会や学校法人等の負担軽減を図るために、平成30年に通知を発出